

# 保育所等の利用申込みに関する質問

## Q 保育所等はどうな基準で選べばよいですか。

A. ご自宅の近く、職場の近く、保育方針等、ご家庭によって選択理由は様々です。各園によって、園ならではの行事、延長保育の時間や利用料、副食費、土曜日の開所状況等が異なりますので、申し込み前によくご検討いただき、各園へ直接お問い合わせいただくか、見学等を行い、あらかじめご確認ください。

## Q 保育所と認定こども園、地域型保育の違いは何ですか。

A. 保育所とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者によって保育をする施設です。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。※幼稚園部への入園をご希望の場合は、園に直接申し込みが必要です。地域型保育とは、保育所より少人数の単位で、2歳児までの子どもを保育する事業です。

## Q 公立と私立の違いは何ですか。保育料は異なりますか。

A. 公立施設は市が運営し、私立施設は市以外の社会福祉法人、学校法人、株式会社または個人等が運営しています。入所については、市が決定を行います。保育料については、公立も私立も同じです。

ただし、実費でご負担いただく父母の会の会費、主食・副食費、延長保育料等は各園によって異なります。帽子、制服、道具箱、絵本等の購入がある園もありますので、詳しくは各園に直接お問い合わせください。

## Q 空きがない園でも申込みは可能ですか。また、1園のみ希望することはできますか。

A. 転園・退所等で空きが出た場合、受け入れできる可能性があるため、申請時点の受入状況にかかわらず利用の希望があれば申請を行ってください。また、ご希望の園が1園のみであれば、1園のみご記入ください。ただし、1園のみのご希望であっても、利用調整の優先度に影響はありません。

## Q 入園が内定した後に、辞退することはできますか。

A. 入園内定後の辞退があると、その園を希望して入れなかったお子さまや入園に向けて準備を進めている施設等に大きな影響があります。とりあえず申し込みをして、結果が分かってから安易に入園を辞退することはお控えください。保育の必要なくなった等のやむを得ない場合は、速やかにお申し出ください。

また、入園を辞退された場合は、利用保留通知書の発行は行いません。

**Q 今現在は就労していませんが、勤務先が内定しています。就労要件で申し込みが可能ですか。**

A. 入所希望月からの就労が内定していて、就労証明書をご提出いただける場合は、申し込みが可能です。内定状態では就労証明書の記入が困難な場合は、こども支援課までご相談ください。

**Q 周南市外の保育所に申し込みをしたいのですが、可能ですか。**

A. 可能です。保護者の仕事の都合などにより、他市町村の保育所へ入所できる広域入所という制度があります。

ただし、受入れる市町村ごとに広域入所の基準がありますので、事前に周南市こども支援課にご相談ください。申し込みの手続きも周南市でさせていただきます。

他市町村にお住まいの方で周南市の保育所を希望される場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

**Q 別の園に転園したいのですが、どのような手続きが必要ですか。**

A. 新規の申し込みと同様、転園希望月の前月初日までに申込書の提出が必要です。ただし、育児休業中の場合は、転園できません。

**Q 利用保留通知書が届いたのですが、その後も毎月申し込みが必要ですか。**

A. 教育・保育給付認定の期間内であれば、一度申し込みをしていただくと、ご希望される場合は申込みをされた年度内に限り利用調整を行います。翌年度 4 月以降も引き続き利用を希望される場合は、新規での申し込みが必要です。

**Q 今年の誕生日で、3 歳になるのですが、保育料は無償化されますか。**

A. 保育所等の場合は、3 歳児クラスの年度から無償化されますので、3 歳になった年の、翌年度 4 月分からの保育料が無償化となります。

ただし、副食費（おかず代等）は無償化の対象ではありません。

**Q 現在育児休業中ですが申し込みは可能ですか。**

A. 可能です。ただし、入所希望月に復職することが条件です。申し込みをする際に、就労証明書の復職（予定）日で確認させていただきますので、記入漏れのないように、ご注意ください。

**Q 育児休業期間が終了するタイミングで保育所に申し込んだのですが、利用保留になりました。育児休業給付金の延長はどのように手続きしたらよいですか。**

A. 手続きの方法や必要書類については、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。